

令和7年度 松江市立母衣小学校いじめ防止基本方針

令和7年8月改定

1. 基本理念

- 『DREAMS from MATSUE～ふるさと松江から、夢を実現し未来を切り拓く～（松江市教育大綱）』に基づき、誰もが多様性を尊重し、お互いに個性を生かしながら、共に支え合っていく学校づくりを進める。
- いじめが全ての児童に関係する問題であることから、児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができ、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるよう未然防止に努める。
- 全ての児童がいじめを行わず、また、いじめを認識しながらこれを放置することがないようにするとともに、いじめが児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるよう、自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重し合える態度を育てることを目指す。
- いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であるとの認識に立ち、学校・家庭・地域、その他の関係機関との連携の下、迅速かつ組織的に対応する。

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条より）

2. いじめの未然防止

○基本的な考え方

未然防止の基本とは、児童が周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。この基本をもとに取組を進める。

○防止のための取組

(1) いじめについて学び、人権意識を高めること

- ・研修を通していじめの態様や特質、原因、背景、具体的な指導上の留意点等について共通理解を図る。
- ・教師の不適切な言動や認識、差別的な態度や言動が児童に与える影響を再確認する。

(2) いじめを生まないために指導上留意すること

- ・「母衣小スタイル」を生かしストレス（ストレスの要因となるもの）を軽減する授業改善に努め、だれもが安心して自己表現ができる支持的風土づくりを目指す。
- ・授業のねらいを明確にし、ねらいを達成するために ICT 機器を効果的に活用することによって、

意欲的に学ぶこどもを育てる。

- ・こども一人一人の学力保障に努める。
- ・チャイムと同時に授業が始まるようにし、授業に向けての構え、発表の仕方や聞き方の指導等、学習規律や学習に対する基本的な姿勢を徹底させる。
- ・発達障がいを含む障がいのある児童がいじめの対象となったり、集団への不適応を起こしたりする場合があることを踏まえ、学校全体で特別支援教育を推進し、理解・啓発を図る。
- ・LGBT（性の多様性）等、配慮が必要な児童については適切な支援と周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。
- ・児童のインターネットの使用状況をつかみ、その中でのトラブルからいじめへと発展していくことを防いでいく。
- ・いじめ防止年間指導計画を作成し、道徳、特別活動、学年・学校行事等で、いじめ防止につながる学習（「人間関係づくり」等の取組）を計画的に行う。
- ・定期的に「学校生活アンケート（いじめに関する項目を設ける）」「アンケートQ-U」を実施し、その結果をもとに、児童が安心できる「居場所づくり」を進める。

(3) いじめをしない・許さない態度や能力を育成すること

- ・道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動等の推進により、児童の社会性を育み、他者の気持ちを共感的に理解し、いじめを絶対許さないとする態度を培う。
- ・言語活動を様々な教育活動の場で取り入れ、対話を大切に児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

(4) 児童自らがいじめについて学び取り組む活動

- ・全校で「ハラスメント（いじめ）0」を宣言し、児童一人一人が自分事としていじめの防止や撲滅に向かう風土をつくる。
- ・児童集会等の時間を利用し、児童自身がいじめ問題を主体的に考え行動できるよう働きかける。

(5) 自己有用感や自己肯定感を高めること

- ・児童一人一人が活躍でき、互いに関わり合いながら絆づくりを進め、他者から認められているといった自己有用感をもたせる場を意図的に設定する。
- ・保幼小連携・小中一貫教育やキャリア教育の充実を図り、児童が将来の夢や希望を持ち、それを志向した学校生活を送る場をつくっていく。
- ・地域、保護者との連携や異学年交流、体験的な活動を計画的に取り入れる。

3. いじめの早期発見

○基本的な考え方

たとえささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持ち、早い段階から複数の教職員で関わり、いじめを隠さず、積極的に認知する。そして、日ごろから小さな変化を見逃さないようにアンテナを高く保ち、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報共有することが大切であるとの認識で取組を進める。

○早期発見のための取組

(1) 児童理解の強化

- ・毎朝の健康観察、授業中の表情等、日常的な観察を丁寧に行い児童のささいな変化を見逃さないよう、また、児童の日記の記述内容や保護者から連絡帳や家庭訪問、個人面談等で得た情報から児童の交友関係や悩みを把握するよう努める。

(2) 教職員相互の情報交換の充実

- ・たとえささいな事柄でも、児童について気になる情報を、教職員が互いに情報共有することを共通理解する。
- ・こどもを語る会など、児童理解の場を定期・不定期的に実施し、情報交換を図る。

(3) 「学校生活アンケート」や「アンケートQ-U」の活用

- ・これらの調査を定期的に実施し、潜在的ないじめの積極的な発見に努める。

(4) 相談体制の充実

- ・教育相談期間を設定し、定期的な個人面談を実施したり、悩み相談に関する窓口を児童に知らせたりするなどして、児童がいじめをうったえやすい体制を整え児童の悩みを把握し対応する。
- ・「いじめ110番」「いじめ相談電話ホットライン」など、外部の相談機関を児童に周知する。

4. いじめへの対応

○基本的な考え方

いじめ事案が確認された場合、学校はいじめ問題対策委員会を通して、直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめを行ったとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等、迅速かつ組織的な対応を行う。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や事案に応じて関係機関との連携を図る。

○いじめへの対応（P6 フロー図による）

(1) いじめられた児童又はその保護者への支援

- ・複数の教職員の協力体制のもと、いじめられた児童の安全を確保する。
- ・いじめられた児童から事実関係の確認を行う。（いじめられている児童にも責任があるという考え方はとらない。被害を受けた児童を徹底して守り通す。プライバシーにも留意する。）
- ・速やかに保護者へ事実関係を伝える。（電話・家庭訪問等）
- ・いじめられた児童にとって信頼できる人と連携し、児童が安心できる体制をつくる。
- ・状況に応じ、スクールカウンセラーや教育委員会・警察など外部専門機関の協力を得る。
- ・いじめが解決したと思われても、継続して十分な注意を払い、支援を続ける。

(2) いじめた児童への指導またはその保護者への助言

- ・いじめた児童から事実関係の確認を行う。
- ・保護者へ連絡し、理解や納得を得た上で、学校と連携して対応するよう協力を求める。
- ・いじめの背景に目をむけ、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
- ・いじめた児童には、いじめは人格を傷つけ、生命・身体・財産を脅かす行為であることを理解

させ、自らの行為の責任を自覚させる。

- ・保護者に対して継続的な助言を行う。

(3) いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。
- ・誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。
- ・はやしたてる等同調した行為も、いじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・学級会や学年集会等で話し合い、いじめは絶対許されない行為であり、根絶しようとする態度を行き渡らせる。

(4) ネット上のいじめへの対応

- ・不適切な書き込みには直ちに削除する措置をとる。
- ・必要に応じて、地方法務局に協力を求めたり、所轄警察署に援助を求めたりする。
- ・いじめに係るアンケート等にネットいじめに関わる項目を設ける。また、学級指導等でこどものネット利用の状況を把握し、ネット上のいじめの早期発見に努める。
- ・情報モラル・セキュリティ教育や情報活用能力に関する指導を進める。
- ・保護者への啓発活動を通し理解を求め、相互に見守れるように働きかける。

5. 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ① 児童が自死を企図した場合
- ② 児童が身体に重大な傷害を負った場合
- ③ 児童が金品等に重大な被害を被った場合
- ④ 児童が精神性の疾患を発症した場合

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※不登校重大事態は、欠席日数年間 30 日が目安

(2) 重大事態の報告

- ・ 重大事態と思われる事案が発生した場合は、教育委員会に迅速に報告を行う。教育委員会の指示に従い必要な対応を図っていく。

(3) 重大事態の調査

- ・ 重大事態が生じた場合は、教育委員会と連携を行い、第三者を含めた組織を設け調査する。
- ・ 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全児童及び保護者に対し、アンケート等（必要に応じて）を行い、事実関係を把握し、いじめ問題対策委員会に速やかに提出する。

- ・ いじめを受けた児童及びその保護者に対しては学校としての説明責任があることを自覚し真摯に情報を提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を踏まえて行う。
- ・ いじめた児童に対する指導で、学校だけでは困難な場合は、関係諸機関（生徒指導推進室、警察、こども家庭支援課、児童相談所等）と連携を密に図り対処する。
- ・ 児童の生命、身体、又は財産に重大な被害が生じる恐れのあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、警察と連携した対応をとる。また、その対応については、あらかじめ保護者に周知しておく。

6. いじめ防止に取り組むための校内組織体制

- (1) 「いじめ問題対策委員会」…いじめ防止の対策や発生時の措置を実行的に行うための組織

○構成＝校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主任、学年主任、当該学級担任、養護教諭

※必要に応じて外部関係者

○主な役割

- ・ いじめ防止基本方針の策定及び改定（校長・教頭・主幹教諭を中心に）
- ・ 情報収集、記録並びにいじめ発生時の迅速な対応方針決定及び実行
- ・ いじめの相談、通報の窓口（担任、養護教諭を中心に）
- ・ 未然防止のための年間計画及び年間指導計画の策定（生徒指導主任・生徒指導部を中心に）
- ・ 家庭や地域との連携強化及びいじめ防止のための啓発活動（校長・教頭・主幹教諭・生徒指導主任を中心に）
- ・ 相談窓口の紹介、救済制度等の広報（教頭を中心に）
- ・ 教職員研修の企画運営（教頭を中心に）

- (2) 「人権委員会」…人権教育主任を中心に人権教育を積極的に進めるための組織

- (3) 「こども支援委員会」…特別支援教育コーディネーターを中心に、支援の必要な児童への対応を進める組織

- (4) 「ケース会議」…必要に応じて関係者で支援の必要な児童への対応を話し合う。時には、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを交えた会議を開き、丁寧なアセスメントを行い、多角的視点から組織的対応を行う。

- (5) 「生徒指導部会」…生徒指導主任を中心に日常の生徒指導全般に関する諸問題に取り組む組織

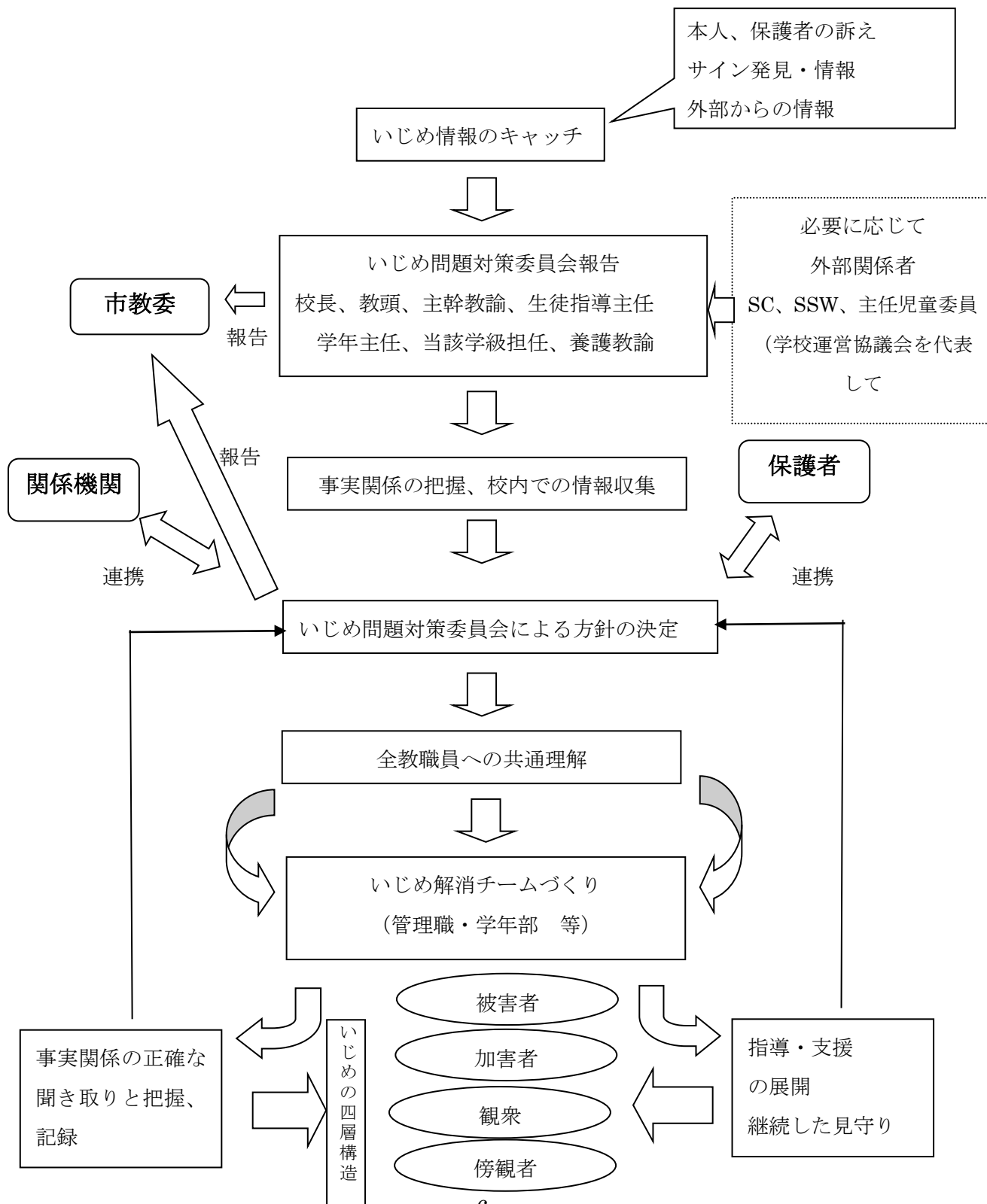
- (6) 「いじめ問題への学校取組振り返りシート」を活用し、担任、学年部、学校のいじめ対応の状況を振り返る。

7 いじめに対する処置、対処（平常時及びいじめ発生時）

【平 時】 学校いじめ防止基本方針 ⇄ 連携した取組

保護者、学校運営協議会、学校保健委員会

【発生時】



8. 重大事態への対応

重大事態の発生・発見

※事実を時系列で記録に残す。

